

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）12月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 改正する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市立学校における始業式及び入学式をより円滑に行うため、休業日に関する規定を整備する必要がある。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則(昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号)
の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に定める学年始休業日に土曜日及び日曜日を含む年度においては、その年度に限り休業日を別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則(昭和35年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(休業日)</p> <p>第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から4月4日までの日</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日</p> <p>(3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日(2学期の場合に限る。)</p> <p>(4) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月6日(3学期の場合にあつては、1月7日)までの日</p> <p>(5) 学年末休業日 3月26日から3月31日までの日</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める日</p> <p><u>2 前項第1号に定める学年始休業日に土曜日及び日曜日を含む年度においては、その年度に限り休業日を別に定める。</u></p> <p>【改正附則省略】</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から4月4日までの日</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日</p> <p>(3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日(2学期の場合に限る。)</p> <p>(4) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月6日(3学期の場合にあつては、1月7日)までの日</p> <p>(5) 学年末休業日 3月26日から3月31日までの日</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める日</p>